

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認公募について

令和5年9月8日

長野市長 荻原 健司

次のとおり、参加意思確認書の提出を公募します。

1 当該公募の主旨

本工事は、氷鉋老人福祉センターに設置されているエレベーターを更新するものである。

当該エレベーターは三菱電機株式会社製であり、施工にあたっては乗場戸・三方枠等既設品を再利用することで、費用低減及び工期短縮を図る。また、安全安心なエレベーター機能を確保するには、既存設備に精通し、固有の技術と専門知識に基づく、同社製エレベーターの設置又は改修工事の経験が必要不可欠である。

このことから、本工事の施工にあたっては、三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社（以下「特定の法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して、指名競争入札手続を行う予定である。

2 工事の概要

- (1) 工 事 名 氷鉋老人福祉センターエレベーター更新工事
- (2) 工 事 場 所 長野市稲里町中氷鉋
- (3) 設 計 大 要 エレベーター補修工 N=1 基
 - I 昇降機設備工事
 - 1 エレベーター設備
 - 2 撤去工事
- (4) 施 工 期 間 契約日から令和6年3月14日まで

3 工事の目的

氷鉋老人福祉センターに設置されているエレベーターを更新するもの

4 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 長野市建設工事競争入札参加資格を有している者であること。
- ウ 長野市入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

オ 参加意思確認書を提出しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(2) 技術力に関する要件

次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 機械器具設置工事に係る資格を有する者又は実務経験者を有する者であること。

イ 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 執行体制に関する事項

安全性を確保するため、エレベーター製造会社の純正部品を使用すること。同等品での施行は認めない。

(6) 施工実績に関する事項

ア 過去15年以内に、元請として三菱電機株式会社製エレベーターの設置又は改修工事の施工実績を有していること。（特定JVの構成員としての実績は、出資比率が、20%以上の場合に限る。）

イ 三菱電機株式会社製エレベーターの構造知識について熟知していること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式第1号）

イ 入札参加資格認定通知書の写し

ウ 必要な資格及び施工実績を証する書類（竣工登録工事カルテ受領書の写し又は契約書の写し、資格証・免許の写し等）

(2) 提出期限 令和5年9月14日（木）16時00分まで

(3) 提出場所 7の(1)に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残るものに限る。）すること。

FAX又は電子メールでの提出も可とするが、着信を確認すること。

(5) その他

- ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。
- イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書等は、返却しない。
- エ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

- (1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨及び説明を求められたときは、所定の期限までに回答する旨を記載した参加意思確認結果通知書を送付する。
- (2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加意思確認結果通知書に代えて、指名入札通知書を送付する。

7 担当部局

(1) 契約担当課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
長野市役所 財政部 契約課 工事担当
電話 026-224-5015 FAX 026-224-5067

(2) 業務担当課

長野市 保健福祉部高齢者活躍支援課

8 その他

- (1) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は変更できない。(配置予定技術者を必要とする場合に限る。)
- (2) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、長野市競争入札参加資格者指名停止等措置基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 予算その他本市の事情により、当該手続を中止する場合がある。
- (4) その他の本公募に関する問い合わせ先は7の(1)と同じとする。